

URBAN サポート通信

発行元

アーバン企画開発グループ
サポート通信編集委員
電話：044-922-3710
FAX：044-922-3713



HPは
こちらから



風薫る5月を迎えました。行楽に旅行にと、気持ちの良い季節になりましたが、4月のうちから初夏を思わせる暑い日も既に見られました。近頃の日本の気候は春と秋が短くなり、夏と冬が長くなったように感じられます。栽培できる野菜や果物にも大きな変化があり、近海でとれる漁獲量も、10年前とは大きく様変わりしています。気候だけではないですね。先の選挙活動や情報発信・ポスター掲出の仕方にも、従来のルールでは制御できない局面が多数発生してきています。今を確実にとらえながら、世の中の変化に適応しつつ、新しい仕事の仕方へと取り組んでいかなければならないと考えているところです。

さて、弊社の繁忙期もようやく落ち着きを見せ始めました。期末に向けた業務の整理と点検・次なる準備にかかるところです。別紙ご案内をしておりますが、以前よりご利用いただいております「家主様WEB」に「ドキュメント」という機能が加わりました。4月より、順次サポート課発行の「巡回報告書」の添付を開始しています。毎月の「送金のご案内」に同封してお送りしていますが、こちらの家主様WEBよりインターネット上でもご覧いただけるようになりました。ドキュメントでは他書類をオーナー様にお届けすることも出来るようになります。ぜひ一度ご覧いただければと思います。今後とも、新しい情報発信をお届けできますよう努めてまいります。どうぞ宜しくお願い致します。



2025年4月9日、絶好のゴルフ日和に恵まれた中、第18回目となるアーバンゴルフコンペが「よみうりゴルフ倶楽部」にて開催されました！今回も多くの方々にご参加いただき、親睦深まる楽しい一日となりました。青空の下、各ホールでは熱戦が繰り広げられ、とても賑やかなコンペとなり大変嬉しく思います。ご参加下さった皆様、誠にありがとうございました。

次回は秋の開催を予定しております。是非次回も皆様のご参加を楽しみにお待ちしております！



リニューアル課より

リフォーム工事に使える補助金制度 ～住宅省エネ2025キャンペーン～

昨年に引き続き、リフォーム工事に使える補助金制度「住宅省エネ2025キャンペーン」の受付が開始されました。今年は「子育てグリーン住宅支援」「先進的窓リノベ」「給湯省エネ」「賃貸集合給湯省エネ」の4つの事業となります。子育て世帯に限らず、幅広いリフォーム工事が補助の対象となりますが、今年は昨年と異なり、「子育てグリーン住宅支援事業」の必須工事について、下記①②③のうち、最低2つのカテゴリーの実施が条件となります。

- ①開口部の断熱改修（ガラス交換、外窓交換、内窓設置、ドア交換）
 - ②躯体の断熱改修（外壁、屋根・天井または床）
 - ③エコ住宅設備の設置（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓、蓄電池）
- 補助金の交付申請等の手続きは住宅省エネ支援事業者である当社が行いますので、補助金を利用したリフォーム工事については是非リニューアル課までご相談ください。

記：リニューアル課 山口

詳細やお問い合わせはお気軽に！
リニューアル課
045-914-4581



令和6年10月の衆議院選挙では、国民民主党が「年収の壁対策」を掲げ、令和7年3月に改正成立、交付されました。テレビなどでも大きく取り上げられていたこの「壁」。何が変わったのか、いまひとつよくわからない・・・という方に向けて、少し整理してみました。

まず、問題になっていた「103万円の壁」。これは何だったのか？

この壁は、主にパート・アルバイトとして会社に雇用され、給与収入を得ている方に関係するものです。年収が103万円以下であれば所得税がかからない、という壁なので、この壁を意識して労働時間を調整することが一般的に行われています。端的に言ってしまえば「自分の年収がこの壁を超えると、自分の税負担が増える壁」です。

「150万円の壁」「201万円の壁」とは？

この壁は、「扶養している側」の税負担に関係する壁です。端的に言ってしまえば「配偶者の年収がこの壁を超えると、自分の税負担が増える壁」です。

いわゆる「配偶者控除・配偶者特別控除」という制度の控除額が、この壁を超えると少なくなって税負担がだんだん増えていく、というものです。

まだある「壁、壁・・・」

よく意識される「所得税の壁」は上記の通りですが、このほかにも住民税や社会保険についての「壁」があります。これらの壁について整理し、改正後はどうなったのかを表にしてみました。是非、頭の整理にお役立てください。

種別	壁の種類 (改正前)	壁の種類 (改正後)	労働者本人（パート・アルバイト）への影響	配偶者への影響
住民税	100万円の壁	110万円の壁	住民税が発生します（自治体によっては金額基準が異なります）	影響ありません
所得税	103万円の壁	160万円の壁	所得税が発生します	配偶者控除制度が適用できなくなります（代わりに「配偶者特別控除制度」を利用できます）
社会保険	106万円の壁	今後、改正あり	勤務先によっては社会保険加入対象になり、健康保険・厚生年金保険の支払対象となります	
社会保険	130万円の壁	変更なし	勤務先の社会保険に未加入の場合、国民年金・国民健康保険の保険料支払対象になります	勤務先の配偶者手当が支給されなくなります
所得税	150万円の壁	160万円の壁	影響ありません	配偶者特別控除が満額利用できなくなり、収入が201万円に近付くほど、控除額が段階的に減額されます
所得税	201万円の壁	変更なし	影響ありません	配偶者特別控除の適用対象外になります

記：コンサルティング事業部分室 税理士 三戸部 邦和

4月のスタッフアルバム

新メンバーを迎え
歓迎会を開催
しました！

リニューアル課

スマイルShop 日高

桜と1歳になった
娘と(^^)♪

ディズニーシーの
新エリアを堪能
してきました！

管理受託課 後藤

蒸気機関車
見に行きました！

登戸店 大孝

愛犬が桜の木の
下で抱っこ散歩
デビューです！

東横網島店 熊野

登戸はしご酒に
行ってきました！

浩史社長

ディズニーシーで
はしゃぎました♪

新百合ヶ丘店 川村

花より
団子